

KDDI 株式会社に対する森亮二構成員からの追加質問

- ・ご提出資料の p 4 ~ 6 (次ページ参照) について、主張されたいのは、撤去時に撤去費用を一括請求することを認めてほしいということだと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

- ・NTT 東西の費用請求に不合理な点があるというご主張であることは理解できましたが、それが、どのように貴社の費用の請求方法につながるのかが理解できませんでした。
(NTT 東西から一括請求を受けることがあるから、こちらも一括請求したいというご趣旨ではないと思います。貴社におかれましてそのような必要性があるとは思えません。)

- ・撤去時に高額な撤去費用を一括して請求することがスイッチングコストとなる一方で消費者トラブルの要因になっていることを踏まえれば、実際に生じる費用の請求は認めつつ、請求方法に一定の制約を設けるとするのは、極めて妥当な解決方策と考えております。

- ・他方で、仮に今回の省令改正により得られる消費者の便益を上回るほどの事業運営上の弊害が認められれば、省令改正案を見直す必要もあると思います。貴社の事業運営上の弊害につきまして、改めてご説明頂けないでしょうか。

以上

サービス解約時の引込線の扱い 4

**弊社FTTHサービスのアクセス回線には
主にNTT東・西殿のシェアドアクセス（接続ベース）を利用
解約時には、NTT東・西殿は事業者に対し、以下の選択肢を用意**

サービス
解約

転用

転用可

・同一引込線を他社が利用
 ・事業者は、NTT東・西殿から費用を請求されない
 （利用可能なケースは限定）

転用不可

残置

事業者はNTT東・西殿から
維持費を毎月請求される

撤去

事業者はNTT東・西殿から
撤去工事費・未償却残高を一括請求される

© 2021 KDDI

引込線を転用できるケース 5

**「転用」が可能なパターンは以下のとおり
（NTT東・西殿の回線を利用する事業者間の乗り換え時）**

移転元 \ 移転先	接続・シェアド	卸	フレッツ光	CATV・地域系事業者等
接続・シェアド（弊社等）	×	×（協議中*）	○	×
卸（光コラボ事業者）	×（協議中*）	○	○	×
フレッツ光（NTT東・西殿）	○	○	—	×
CATV・地域系事業者等	×	×	×	×

* NTT東・西殿、光コラボ事業者（NTTドコモ殿、ソフトバンク殿）、弊社等との間でフレッツ光の転用スキームの適用拡大について協議中

© 2021 KDDI

利用者料金ルールの在り方 6

**同じ事業者間取引でも、NTT東・西殿は、卸モデルでは
撤去時に工事費等を光コラボ事業者に請求していないと理解**

	サービス提供事業者	NTT東・西殿⇒事業者 （事業者間取引）	事業者⇒お客さま
接続・シェアド	弊社等	請求あり	請求あり
卸	光コラボ事業者	請求なし？	請求なし
フレッツ光	NTT東・西殿	社内取引	請求なし

NTT東・西殿から事業者に対する費用請求において、接続と卸で扱いが異なることを丁寧に整理した上で、適切な利用者料金ルールを検討すべき

© 2021 KDDI